| | | |
|---|---|---|
| | もの又は第二項 | もの又は同条第四項の規定により読み替えられた第二項 |
| | 連結事業年度又は第二項 | 連結事業年度又は地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた第二項 |
| | 同条第二項 | 新法人税法第五十七条第二項 |
| 附則第二十条第七項 | 各連結事業年度 | 各事業年度 |
| | 連結事業年度に | 事業年度に |
| | 連結欠損金個別帰属額 | 個別欠損金額 |
| | 生じた連結事業年度終了の日（附則第二十九条第二項の規定の適用を受けた場合には、当該連結事業年度開始の日）の属する当該内国法人の | 生じた |
| 附則第二十条第九項 | 前二項 | 地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた第七項 |
| | 平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項から第四項まで、第八項及び第十項 | 平成二十七年旧法人税法第五十七条第十項 |
| | 第七項 | 地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた第七項 |
| | 同条第六項 | 平成二十七年旧法人税法第五十七条第六項 |
| | 金額と、前項の規定によりないものとされた欠損金額は同条第九項の規定によりないものとされた欠損金額と、それぞれ | 金額と |
| 附則第二十条第十項 | 新法人税法第五十七条第六項から第九項まで | 新法人税法第五十七条第九項 |
| | 、同条第六項中「第一項の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の」と、「第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第六項又は所得 | 、同項中 |

| | | |
|---|---|---|
| | 税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第七項（欠損金の繰越しに関する経過措置）」と、同条第七項中「、第二項」とあるのは「、平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項」と、同項第一号中「前十年内事業年度」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項に規定する前九年内事業年度」と、「第二項」とあるのは「同項若しくは同条第六項又は令和二年改正法附則第二十条第七項」と、同条第八項中「における第一項」とあるのは「における平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、同項第一号中「通算前十年内事業年度」とあるのは「通算前九年内事業年度」と、「十年以内」とあるのは「九年以内」と、「第二項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項若しくは第六項又は令和二年改正法附則第二十条第七項」と、「第一項」とあるのは「、平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、「第四項から第六項まで」とあるのは「同条第四項、第五項若しくは第九項の規定、第六項」と、「又は第五十八条第一項」とあるのは「の規定又は令和二年改正法附則第二十条第八項」と、同項第二号中「通算前十年内事業年度」とあるのは「通算前九年内事業年度」と、同条第九項中 | |
| | 令和二年改正法附則第二十条第七項」とする | 読替え後の令和二年改正法附則第二十条第七項」とする |
| 附則第二十一条第一項 | には、 | には、地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた |
| 附則第二十一条第三項 | （前項の規定により欠損等法人とみなされたものを含む。以下この項及び第五項において同じ。）と他の | と他の |
| | （旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）以後 | 以後 |
| | 連結事業年度以前の各連結事業年度 | 事業年度以前の各事業年度 |
| | 連結欠損金個別帰属額 | 個別欠損金額 |
| | 適用連結事業年度（旧法人税法第八十一条の十第一項 | 適用事業年度（新法人税法第五十七条の二第一項 |